

嘉麻市通学等補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、通学等における運賃の負担を軽減することにより、公共交通機関の利用及び定住の促進を図るため、予算の範囲内で嘉麻市通学等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者、同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条に規定する市町村運営有償運送を行う事業者及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条に規定する鉄道事業を行う事業者をいう。
- (2) 定期券 公共交通事業者が発行する定期券及び学生向けのエリア定期券で市内からの通学等に使用するものをいう。
- (3) 申請者 補助金の交付を受けようとする通学者又はその保護者をいう。ただし、通学者が満20歳未満の場合は、その保護者に限る。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助金の交付申請時において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第6条第1号の定期券（以下「申請定期券」という。）の有効期間内において、市の住民基本台帳に登録されており、補助金の交付申請を行う年度の4月1日時点で22歳未満の者
- (2) 通学等に際し、定期券により公共交通事業者の運行する路線を利用して通学する者。ただし、幼稚園、小学校及び市町村立中学校へ通学している者を除く。
- (3) 申請定期券の購入時に生活保護世帯に属していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、通

学に必要な区間の定期券の購入に要した費用（以下「購入費」という。）であって、有効期間が経過しているものとする。ただし、補助対象経費に急行料金及び既に補助金の交付申請を行った期間の費用が含まれているときは、その額を除いた額を補助対象経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定期券の購入費に対し他の補助又はこれに類するものが支給されている場合は、補助対象経費としない。
- 3 定期券の有効期間中において、補助対象者が市外に転出した場合は転出日の前日までの期間において日割にて算定した額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、嘉麻市通学等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、有効期間の終了日の属する年度の翌年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 定期券の写し
- (2) 通学者が申請定期券の有効期間内において在学又は在籍していたことが証明できる次に掲げるいずれかの書類又は写し

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（以下「学校」という。）にあっては、当該学校の発行する生徒手帳、学生手帳又は学校に在学することを証する書面

イ アに掲げる学校以外で法人の運営する予備校（その他市長が予備校と同等と認める機関を含む。）にあっては、当該機関の発行する在籍を証する書面

- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

（決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の適否を決定したときは、嘉麻市通学等補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、その決定の内容及びこれに条件を付けて申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに嘉麻市通学等補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。